

広報



あいあい

No. 122

昭和49年2月1日

人口と世帯数

(1月1日現在)

人口	9,485人
男	4,504人
女	4,981人
世帯数	2,416世帯



「とじこんで保存しましょう」

昭和四十九年
「交通安全年間スローガン」
がきまりました

◎ 運転車向けのもの

あせつてる今があなたの

赤信号

◎ 歩行者向けのもの

止まります待ちます

車のきれるまで

◎ こども向けのもの

きをつけよう　まいにち
とおるみち　だけど

運動する人も、歩く人も、みんなが
いつも心に刻んで、事故のないまい
ちをすこしましよう。

今月の主な記事

交通安全スローガン	1
出初式	2
漁港整備	
児童手当制度	3
タコあげ大会	
国民年金だより	
公害セミナリー	4
保健衛生事業	
納税コーナー・社協だより	5
鳥獣保護・花とみどりに	6
郷土小史 (5)	7
おかあさんのページ	8

ひろがりますので、四月から新たに該当すると思われる方や、現在の額より児童手当の額がふえる方は、町役場町民課又は大海支所で請求の手続きをして下さい。

専用の受付は大海側
二月十四日(木)大海支所で
秋穂側二月十三日(水)町民課で行いますので印かん及び健康保険証を御持参下さい。



昭和四十九年四月一日から、児童手当の支給範囲が、さらにひろがります。これまで、三人以上の児童のうちに、昭和四十八年四月一日現在で、十歳未満の児童(昭和三十八年四月二日以後に生れた児童)がいることが必要でした。ことしの四月からは、その範囲がひろがって三人以上の児童のうちに義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)がいれば支給されるようになります。

なお、盲学校、ろう学校養護学校の中学校部に在学する児童や、就学義務を免除または猶予されている児童については、十八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。

児童手当制度

支給範囲 さらに拡大

このように児童の範囲がひろがりますので、四月から新たに該当すると思われる方や、現在の額より児童手当の額がふえる方は、町役場町民課又は大海支所で請求の手続きをして下さい。

専用の受付は大海側
二月十四日(木)大海支所で
秋穂側二月十三日(水)町民課で行いますので印かん及び健康保険証を御持参下さい。

公務員と三公社に勤めて

いる方は勤め先に申して下さい。

請求の手続きその他この制度についてお知りになりたいことがありましたら、町役場町民課にお問い合わせ下さい。

天まであがれ!!

タコあげ大会

町子ども会育成連絡協議会主催、恒例の新春タコ揚げ大会が好天気に恵まれた

一月六日(日)十三時三十

尚、当日の成績は、次の

分より、浜内塙田跡で開催されました。当日は冬休みの間自分で創意工夫して作

ったタコ、又育成会の協力を得て部落子ども会で作つたタコを持って出席し、開会式後デザイン等の審査を

受け糸をうまくあやつりながらスタート、タコは新春の青空の中を風に乗って高

い。

個人の部一位 横沼一男
(中野子ども会) 二位 平
田和寛(中野子ども会) 三位 安光仁志(中野子ども

会)。

団体の部一位 西天田子
ども会、二位 中野子ども会、三位 黒方南子ども会

保険料は必ず納めよう

条件となっております。

今年一月から保険料があ

り、皆さんの負担も増し

てまいりますが保険料を納

めでない月が一ヶ月でも

あると、万一の場合折角の

年金がもらえない場合があ

りますので、保険料は毎月

キチンと納めておきましょ

う。また、保険料を納めて

いない月が一ヶ月でもある

人は、あすといわず、いま

すぐ納めて将来の幸せな生

活に備えましょう。

(経済上の理由で保険料を

納めることができない人に

は保険料の免除制度があ

りますので、印かんをもつ

て町民課にご相談下さい)

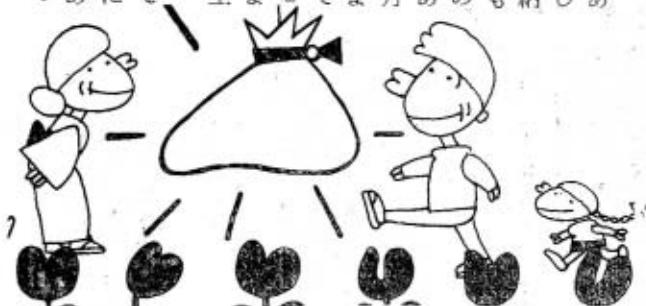


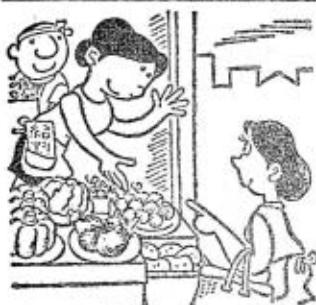
國民年金の保険料が上りました

今年の一月から國民年金の保険料が次のようになりました。

▼一般被保険者
定額保険料
九〇〇円(旧五五〇円)
▼五年年金被保険者
九〇〇円(旧七五〇円)
附加(所得比例)保険料
四〇〇円(旧三五〇円)

今年の年金十五名、寡婦年金一名、老令年金九十五名の方
が年金を受けておられ、そ
れぞれ生活の安定に大いに
役立っております、このよ
うに國民年金は日常生活に
密着し、老後は勿論、万一
の場合には杖とも柱ともな
りますが、これも保険
料を滞納していないことが
て町民課にご相談下さい)





納税コーナー



税務課 税務署

昭和四十八年分の所得税
住民税等の申告時期が近づいてまいりました。申告に必要な書類は早めに準備しておきましょう。

所得税の確定申告
所得税の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。所得税の確定申告をされた方は、事業税、住民税の申告は必要ありませんが、確定申告書にある「住民税、事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入して下さい。

確定申告が必要な人
①所得の合計額が、基礎控除などの所得控除を差引き、その金額を基とし算出した税額が配当控除額より多い人。
②みなし法人課税の選択をしている人。
③給与の収入額が、五〇〇万円を超える人。
④給与を一か所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の所得が10万円を超える人。
⑤給与を二か所以上から受けている人で、年末調整を受けた給与以外の給与収入額と、給与所得や

所得税の確定申告
所得税の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。所得税の確定申告をされた方は、事業税、住民税の申告は必要ありませんが、確定申告書にある「住民税、事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入して下さい。

確定申告が必要な人
①所得の合計額が、基礎控除などの所得控除を差引き、その金額を基とし算出した税額が配当控除額より多い人。
②みなし法人課税の選択をしている人。
③給与の収入額が、五〇〇万円を超える人。
④給与を一か所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の所得が10万円を超える人。
⑤給与を二か所以上から受けている人で、年末調整を受けた給与以外の給与収入額と、給与所得や

納税申告の準備は?

所得税確定、住民税、贈与税

昭和四十八年分の所得税
住民税等の申告時期が近づいてまいりました。申告に必要な書類は早めに準備しておきましょう。

退職所得以外の所得金額との合計額が10万円を超える人。

社協だより

び町内の皆様方の深いご理解と暖かい善意によるご協力によりまして、誠に好成績をあげることが出来ました事を厚くお礼申し上げます。次に実績の報告を申し上げまして、関係各位のご厚情に心からお礼を申し上げます。

贈与税の申告

などで、その法人から給与以外に貸付金の利子、店舗などの賃貸料などの支払いを受けている人。

贈与税は、不動産をはじめ現金、預貯金、株式などの財産をもらった人にかかる税です。48年中に、もう1つた財産の価格が基礎控除の40万円を超える人は、2

月1日から3月15日までの間に申告と納税をすることになります。

歳末たすけあい運動

ご報告とお礼

昨年十二月一ヶ月間実施致しました歳末たすけ合い募金につきましては、婦人会の方々、各学校の万、及

び町内の皆様方の深いご理解と暖かい善意によるご協力によりまして、誠に好成績をあげることが出来ました事を厚くお礼申し上げます。次に実績の報告を申し上げまして、関係各位のご厚情に心からお礼を申し上げます。

昭和49年度分の住民税の申告相談は、昨年同様3月1日からはじめる予定にしております。くわしいことは、後日区長さんを通じお知らせいたしますが、申告に必要な資料は早めに準備

昭和48年分の申告所得税の納税証明については、3月中は申告或いは納付額の確認に長時間かかることが予想され、申出があつてもすぐ納税証明書の交付は困難と思われることから、税務署では、出来れば4月以降に申出されるよう望んでおります。

納税証明

昭和48年分の申告所得税の納税証明については、3月中は申告或いは納付額の確認に長時間かかることが予想され、申出があつてもすぐ納税証明書の交付は困難と思われることから、税務署では、出来れば4月以降に申出されるよう望んでおります。



5日、15日、25日(その日が休日の場合は翌日)は税の相談日です。

48年度歳末たすけ合い募金

収入の部	支出の部
一般募金 200,160円	病院・施設入所者及び里子 67,000円
秋小児童会 11,560	保育所(4ヶ所) 15,300
秋中生徒会 10,124	生活困窮者 205,200
大海小職員一同 2,000	特別要保護家庭 11,600
県費補助金 15,800	長期在宅療養者 20,500
県共募配分金 26,900	重度心身障害者 29,000
その他 350	秋楽園入園者 16,000
善意銀行より 97,706	計 364,600
計 364,600	

小鳥や獣類を飼うときは

許可をうけましょ!

一野鳥(洋鳥は除く)や獣類を捕つたり、飼つたりするには許可が必要です。一

小鳥たちはどんなに役立つ

※ 捕獲

銅うためにはどうすればよいか

日本に住んでいる鳥類の約60%が、害虫だけを食べて私たちの生活に役立っています。みなさんの飼つておられるウグイス、メジロ、ヤマガラ、ホオジロは、農作物や森林の害虫の天敵として、大きな働きをしていま

す。

・受玩のために県知事の許可で捕獲できるものは、マヒワ、ウソ、ホオジロ、ヒバリ、メジロ、ヤマガラ、ウグイスの七種類です。

・その他はすべて環境庁長官の許可が必要です。

※ 飼養

県知事や環境庁長官の捕獲許可をうけて捕えた鳥獣類を、引き続いて飼おうとするときは、県知事の飼養許可がります。

・ただし、狩猟鳥獣を飼う場合は飼養許可はいりますが、ヒナや卵をとることはできません。

・飼養許可の有効期間は一年で、引き続いて飼おうとするときは更新しなければなりません。

※ 譲渡

年賀状で住所録の整理を

よい木の選び方

▼全体の形が整い、根の部分とつり合いがとれて

いるもの

ところで、年賀状のお年玉賞品は一月二十日から、近くの郵便局で、当った年賀状とお引換えします。三等以上には、受取人のご印

がります。

この賞品の引換えは七月

一九日までです。

お忘れにならないうちに

早目に賞品をお受取りくだ

さい。

郵政省は、一月十一日か

ら三月三十日までの期間

で、明るいくらしの設計「

「簡保新加入運動」

明るいくらしの設計

五等お年玉切手シート

グリーティングカード

現行の簡易保険

加入運動

を全

国に展開しております。

現在、簡易保険の加入契約は四千八百万件にもおよ

び、家庭の明るいくらしづくりに役立てられておりま

す。また、加入者に保険金

や配当金としてお支払いす

ますので、町民のみなさん

のご協力を願いたしま

す。

や

よ

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

う

な

鄉土小史

(5)

山口県指定の重要文化財になつてゐる正八幡宮の建物を中心、専門家の説明をたよりに、郷土史の流れを探つてみたいと思います。この社が西戎鎮護の神として西向きに建てられてゐることは、前号で申しまし
た。次に主な建物は前方から後門及び翼廊、拝殿、本殿からなり、本殿と拝殿の間を幣殿とも言うべき釣屋で繋なぎ、「宮」の字型になつてゐるという、このよ
うな整った配殿形式を「廊拝造り」といい、本県独自のもので、山口の今八幡宮や古佛神社と共に、大内を探つてみたいと思います。文化の特色を物語るものとされ
ています。

に向拝中央部にも板を張つた樓拜殿であつたのを、後年床をおとし通路としたことが、礎石や柱の痕跡からうかがわれます。

これらの建物全体が檜皮葺で莊厳秀麗な江戸中期の代表的な神社建築とされています。この外手水舎や宝物庫等の建物も同時に建てられたもので、その規模は県下随一です。

正八幡宮の本殿外陣にある墓股

には前身建物のものと思われ
れる室町末期の優秀な臺股
四個があり、樓拝殿部分の
基礎石はその天端の周間に
溝を彫り、これに塩水を入れ
て白蟻の上昇を防いた点
この社独特的の技法が使われ
ています。

これらの建物は元文五年
(一七四〇) 国主毛利宗広
公によって建てられたもの
で、文龜元年(一五〇一)
久米山遷座以来二四〇年、
古い規模を尊重して建てた
ものと云います。

一の鳥居はこれから約二
百年後の文久三年(一八六三)
この社殿より七八年前の寛
文二年(一六六二)の建立
国家安全庄内豊続を祈つ
加勢で、石材は花香山から
代官東条九郎右衛門、浦有
富七兵衛、宮司職有重(尊
提寺ニ禅光院)庄屋(安光
'茂兵衛等の名が刻まれて
いますが近時風化が激しく、判読困難になつていま
すが、これらの方々は郷士
史の上で、忘れるものとし
きない恩人の方々です。こ
の地方に現存する石造建築
物中文字の刻んだものとし
ては最古のものと思われま
す。

卷之三

間が後方に折れ、廻廊形または
となっています。

これらは建物全体が檜皮葺で、莊嚴秀麗な江戸中期の代表的な神社建築とされています。この外手水舎や宝物庫等の建物も同時に建てられたもので、その規模は県下随一です。

部分的に特に秀れているのは、本殿妻飾りと外陣以外、樓門部分で、本殿外陣には前身建物のものと思われる室町末期の優秀な蟇股四個があり、樓門殿部分の基礎石はその天端の周間に溝を彫り、これに塗水を入れて白蟻の上昇を防いた点が、この社独特的の技法が使われています。

これらの建物は元文五年（一七四〇）国主毛利宗広公によって建てられたもので、文龜元年（一五〇一）久米山遷座以来二四〇年、古い規模を尊重して建てたものと云います。

一の鳥居はこれから約二百年後の文久三年（一八六三）千五十年祭記念に二島物中文字の刻んだものとしては最古のものと思われます。

次に表参道の二の鳥居はこの社殿より七八年前の寛文二年（一六六二）の建立を主とする両村氏子の協力で、加勢で、石材は花香山から国家安全庄内豊続を祈つた樓門殿であつたのを、後年床をおとし通路としたことが、礎石や柱の痕跡からうかがわれます。

石油危機を 突破しまし ょう



その方が
健康で
いいわね

卷之三

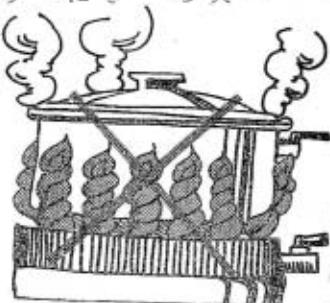


ガスは現代生活には欠かせないもののだけに、大切にムダなく使いましょう。ようずに使うか、へたに使うかで、ガスの料金は二割も三割もちがいますし、おいしいお料理のためにも火加減は大切なことです。ちょっとと気をつけてみて下さい。

●底の平らなおなべやヤカ
ンを使った方が熱が外に漏れないで、大へんおとくです。火をつけるときだけ

●煮ものやゆでものは、油を止めました。どうしたら火を弱めましょうか。強火の連続では、水が蒸発するだけです。強火、中火、弱火の使いわけが、ガスのムダをふせぎます。煮込み料理、煮もの、玉ねぎなども、火加減が味の大きなきめ手です。

●おなべやヤカンの底をきれいにふいてからコントロリーパンをかけ、火をつけましょう。先に火をつけて、後から底のぬれたおなべをコンロ



うばやたために、煮ものが
かやつて火傷になりかねま
せん。

プロパンガス

昨年末よりガソリン、灯油とともにプロパンガスの不足も深刻な問題です。

コックを全開にして、あと
はおなべの底に炎の光があ
たるよう調節して下さ
い。

湯わかし器は80パーセントも利用できます。お湯をわかすときは、水を直接火にかけるよりも、湯わかし器で暖めたものを使う方が、ガスのムダを省きます。

強さはあまりかわりません。
おなべの外側にも、炎が
まわるようなガスの使い方
はムダです。

湯わかし器は80パーセントも利用できます。お湯をわかすときは、水を直接火にかけるよりも、湯わかし器で暖めたものを使う方が、ガスのムダを省きます。

台所、風呂場、洗面所がはなれているときは、大型湯わかし器一個で配管するよりも、小型湯わかし器を別々にとりつけた方が、水、ガスとともにムダ使いがありません。

●ガス器具は、ブラシなどでこまめに掃除して、炎がそうようになります。またススなどもとりのぞいておくと、ムダがなく安全です。

●ガスは、ちよつと思つても火力が強いのでなべの加熱、ふきこぼれ、空だきなど失敗することがあります。ですが、黒くすれば、火災にもむすびります。固定されていないコンロでは、小さいおきしては守て氣を

を考へる「物と心」を
ーマとしており、全国婦
会議もこのテーマを主題
し、この会議の出席者
広く募集しています。

山口市水の上町一の七
山口婦人少年室宛

くらしと生活 あかあさん のページ



にのせることは、ガスの大
きなムダ使いです。

●わかすお湯の量や、お料理の量にあつた大きさのわなべやヤカンを使いましょう。小さいおなへは、熱が外にもれて不経済です。底の広い、平らなものが経済的です。



第22回全国婦人會議

出席者募集



第26回婦人週間は、恒例により今年も四月十日から全国的に運動が展開されますが、婦人週間行事の一つとして、第22回全国婦人会議が札幌市において開催されることになりました。

今年の婦人週間は「日本を考える－物と心－」をテーマとしており、全国婦人会議もこのテーマを主題とし、この会議えの出席者を広く募集しています。

応募規定があり、しめきりが二月十五日のため、早目に左記へお問い合わせ下さい。

